

Q 年休で休んでいる労働者を会社の都合で呼び出すことができますか

A 年休は、いったん与えた以上、年休中の労働者を呼び出すことができないのが原則です。

労働者本人が同意している場合には、呼び出して来てもらうこともできますが、その場合は年休を取り消して改めて年休を与えるべきです。

この場合の賃金は、休業した時間分については事業主の責めに帰すべき休業として休業手当を支払わなければなりません。年休を返上して同意したことを考慮すれば1日分全額を支払うことが妥当といえます。